大阪府男女共同参画審議会第３回「おおさか男女共同参画プラン」評価・計画部会議事概要

【開催日時】
令和7年2月14日（金曜日)10時から12時

【場所】
大阪府立男女共同参画・青少年センター3階

【出席委員】
赤瀬 史：日本労働組合総連合会大阪府連合会女性委員会　委員長

梶原　全裕：西日本電信電話株式会社　常務執行役員　総務人事部長

寺井　基博：同志社大学社会学部　准教授

濱田　智崇：京都橘大学総合心理学部　准教授

丸山　里美：京都大学大学院文学研究科　准教授

南野　佳代：京都女子大学法学部　教授

【次第】

1. 開会
2. 議事
	1. 「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」の評価・検証について
	2. 新たな大阪府男女共同参画計画（おおさか男女共同参画プラン）の策定に向けた
	論点整理について
	3. その他
3. 閉会

【会議の概要】

(1) 「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」の評価・検証について

・資料に基づき、事務局から説明

主な意見等（〇：委員、■：事務局）

○委員）「今後の方向性」が今後のアクションだと理解して見ていたが、いわゆる主語、「誰が何をする」ということでは、「府は」という言葉が多く書かれており、「企業に求める」というところもあったと思う。今後、「誰が」ということがしっかり書かれた報告書になっていくのか。

■事務局）基本的には、「大阪府がこのように実施をする必要があります。」という形で書いているが、「大阪府は」と書いてあるところと明記していない部分があって、少しわかり辛くなっている。

○委員）　書かれていなくても、大阪府にこのようなアクションを求めるということがこの報告書のベースになっているということか。

■事務局）おっしゃるとおり。

○委員）　結局これは、大阪府がどのような行動を取るかということになる。どうしても法律上の縛りや、行政機関ができることとできないことがあり、私的秩序とか、自治の範囲までにはなかなか手を出しにくい中で、どれをするのかを事務局が考えているということ。これは素案なので、具体的に出てくるときには、明確に「誰が、何をするのか。」ということは明示されると考えている。

○委員）　主に３つ。一つ目は、５ページ「現状」の一番下で、理工学分野の女性の割合が少ないという話があったが、理工学分野だけの数字を出しても、ほかと比べていかに女性が少ないかがわかりにくい。例えば、「文系分野ではこのくらいの女性の割合になっている状況に対して、理系分野ではこのくらいになり、少ない。」といったほうがわかりやすいのではないか。
二つ目、９ページ「今後の方向性」の一番最後、「待機児童の解消」という言葉が入っている。これはおそらく、私が審議会でぜひ入れていただきたいとお願いしたことだと思うが、待機児童の問題というのは、女性が働くときに最もネックになるとても大きな問題だと思う。待機児童がどのくらいの割合であったかということは、以前にいただいた資料に数字が出ており、若干悪化していたかと思うので、「現状」の箇所に待機児童が何パーセントくらいなのか数字を入れることを検討していただきたい。
三つ目、12ページ、これも以前に私が検討の依頼をして入れていただいたところで、上から２つ目のポツの「困難な問題を抱える女性の相談体制の充実や、女性相談支援員の育成等の取組みを推進する必要があります。」という箇所。「困難な問題を抱える女性への支援」の大阪府基本計画には、重点的な取組みの中に「女性相談支援員の配置を進める」という文言が入っていたと思うが、大阪府内では、女性相談支援員を配置していない市町村が半分以上あったように思う。また、もう一つ上のポツの箇所に「配暴センター（配偶者暴力相談支援センター）未設置の市町村に対して、設置を働きかける。」という文言があるが、配暴センターの設置までできなくても、女性相談支援員が市町村に１人置かれているかどうかということは、女性支援においてかなり重要なこと。相談体制の充実という言葉の中に「女性相談支援員の新たな配置」ということも含まれるとは思うが、明確に言葉として「未配置の自治体について配置を進める。」という言葉を入れてもよいのではないか。単に相談体制の充実や育成というと、女性相談支援員の研修体制がまだあまり充実していないとか、非常勤の人が多いから常勤を増やさないといけないということもかなり大きな課題として挙げられており、そのことも含まれているという気がする。最も重要なことは、やはり、未配置の自治体への配置ということなので、それが明確になるような言葉を検討いただけないか。

■事務局）今いただいた件に関して。まず１点目の理工系の女性の割合については、文献の数字を入れているので、文系の数字も素案に入れるようにする。
２点目の「待機児童の解消」については、二次評価で数字を出しており、策定から令和４年度にかけて、半分くらいに減っている。ただ、令和５年４月に10人増えて134人になっており、令和４年度にかけて下がりつつ、令和５年度にまた上がったという推移になっている。全体として減ってきてはいるけれども、それ以上減らすには、もう一段階踏まなければいけないという認識。どのように「現状」に含めるかということは、担当部署にも確認しながら、検討したい。
３点目の「相談員の配置」についても、担当課とも確認をしながら、いただいたコメントの趣旨がきちんと伝わるように素案に反映したい。

○委員）　男性の立場から。全体として、９ページにも書いてあるように、男性の意識改革が非常に重要になるのではないかと思うので、男性に対する働きかけということをもう少し書いておいて欲しい。
これは、内容的にしかたない部分もあると思うが、最後の11ページから12ページにかけての方向性の中で、暴力を受ける女性が支援の対象になるということが非常に強調されている。それは確かであるが、男性に対して暴力をどのようにして防止するかということや、従来の男性優位社会の価値観の中で、そこから男らしさの競争から漏れた人たちの引きこもりであったり、年齢の高い層の孤独や男性の孤独という部分もどんどん見えにくくなってくるので、そこにどのようにして働きかけるのかということも入れて欲しい。あと、配偶者暴力や性犯罪もデータとして男性の被害者があがってきているので、女性のためだけではなくて、男女ともに相談をしやすい体制というものが必要になってくるのではないかと思う。
もう少し、男性について書いてもらわないといけない。例えば、６ページの女性のキャリア形成や登用促進を進めるために多様なロールモデルの提示などもあるが、男性も、もう少し働く時間を減らして家事・育児をするモデルがあってもよいはずだし、いろいろな生き方が選択できてもよいはず。だから、女性に男性並みに働いてもらうという発想はもうそろそろやめて、男性も多様な働き方を選ぶことができるという発想でないと。管理職になりたいという女性が少なかったり、管理職に女性が魅力を感じないというデータも出ているので、もう少し男性の意識改革ということを、入れてもらえることができればよいのではと考える。

○委員）　現行のプランを策定する時点でも、部会で同様の意見が出ていた。委員が言うように、男性のＤＶ被害件数もかなり出ていた。
あと、言われるように男性の働き方も考えないといけない。今のしくみだと、育児両立支援制度で女性は育休を取りやすいので育休を取りながら働き続けて、男性は今までどおりという固定化の方向性も出来上がっているので、その観点からいくと、非常に重要なポイントかと思う。
今のことに関連して、働き方を見直すということは、啓発活動以外に行政としてはなかなかやりにくいところがあると思う。ただ、３ページの一番下に「主体的に学び、考え、行動できるように自己選択・自己決定ができる力を育む」ということや、６ページの一番下に「学生が主体的に自らのキャリア形成について考えることに対する意識と機会の創出が重要になる。」と書いている。
現状として多くの場合には、企業の中に育成制度がある。これは今後、企業で考えてもらうことになると思うが、大阪府商工労働部が、能力開発や人材育成などいろいろな活動をされているので、そこと連携をするなど。
アンコンシャス・バイアスも学校の中ではかなりきちんと教育ができているので、大学生までは女性が差別を受けているという意識はあまり持っていないと感じるが、職場に行くと、やはりいろいろな事情があって、経済的な事情でそれを感じざるを得ない。となると、やはり、経済力的なことは大きいのではないかと思う。そこで自己選択をしようと思うと、やはりスキルを身につけなければいけない。自分で技能を身に着けるような手段が、企業外にもあるということを周知したほうがよいのではないかということ。それは、行政間で連絡を取ってしていただけることだと思うので、それも少し検討いただければと思う。

○委員）　先ほど委員が言われたことへの補足になるが、特に最後の性暴力などの箇所に関しては、この計画を作ってから現在までの間に刑法が大きく変わっているので、そこに少し配慮をした形で次の方向性を出していただきたい。付け足してほしい。
刑法の性犯罪規定が大きく変わっている。昔は被害者が女性だけだったが、男性も加わったし、子どもについても具体的に書かれた。ほかにも、盗撮にもきちんと処罰規定ができたので、子どものデートＤＶや性被害に関しての啓発なども入っていくべきだと思う。また、被害者に対する対応に男性もきちんと入れていかなければいけない。男女共同参画社会基本法とは関係がないが、非常に大きな変更であるし、この計画の途中で起ったことなので、次回の計画には反映させていただきたい。

○委員）　ワーク・ライフ・バランスの箇所で、９ページ、２番目のポツ。「育児や介護など」と介護も書いてあるので良いと思うが、今回の育児・介護休業法の改正においても、介護休業をなかなか取ることができていないということで、まずは介護休業を取ってもらうことが重要だという審議の内容だったと聞いた。どうしても、育児と仕事の両立が主になっているというように見える。特に男性が介護を抱えると、離職してしまうという問題も職場ではよく聞く。これからの時代、このようなことが増えてくると思うので、介護と仕事の両立についてももう少し明記していただきたい。
また、今はやはり、女性特有の問題。生理の問題であったり、女性だけの問題ではないが不妊治療については女性が離職をしがちなので、そことの両立。女性特有の健康課題と仕事の両立ということも視点としてはあったほうがよいのではないかと思う。

(2) 新たな大阪府男女共同参画計画（おおさか男女共同参画プラン）の策定に向けた論点整理について

・資料に基づき、事務局から説明

主な意見等（〇：委員、■：事務局）

○委員）　　国のスケジュールと府のスケジュールについて。国が今年（令和７年）の夏以降に具体的な案をまとめて、12月に決定することを踏まえて、府のプランを決めていくのか、それとも府は府で独自に定めたスケジュールで淡々とするのか。

■事務局）　この男女共同参画計画は、国の定める計画を踏まえて作成しなければいけないと国の規定になっており、例えば、国が新たに入れる課題などがあれば、それを踏まえて都道府県計画にも入れて行かなければいけない。このため、なるべく国の情報を都道府県で収集して、要素に入れ込んでいく必要がある。
現状だと私どものほうが少し早めに会議をしているので、国の情報が入り次第、府の計画に反映をしていくということが必要になってくる。できれば国のコンセプトが示されてから、府のプランをどのようにするのかということを入れていくことができればよかったのだが、来週、国の会議でコンセプトが出てくるということなので、６次計画で「何を入れるか。」や、「どこに重点を置くか。」ということが示されれば、今の府の計画をどのように変えていくかということを次回の府の審議会で説明をすることになる。

○委員）　　柔軟に取り組めばよいのだろうが、おそらく、資料に書かれているスケジュールよりも先にいくのではないかと思って聞いた。

■事務局）　最終的には、基本的な考え方、大枠というものは内閣府のほうが先に出る可能性がある。着手としては大阪府のほうが早いが、内閣府は令和７年12月までに計画策定するが、大阪府は令和８年３月なので途中で内閣府が追い抜いていくスケジュールになっている。今回の大阪府の答申は８月になるが、それまでには、国の６次計画の大枠が出てくるので、その時点で国の情報をキャッチして府の計画に入れるタイミングが次の４月から８月くらいにある。そこできちんと踏まえて、策定をしていくことができればと思っているところ。

○委員）　　流れはわかった。

○委員）　　国の第６次計画は、おそらく激変することはないだろうということか。

■事務局）　そのあたりも内閣府に確認をしたところ、「どのように変わるか。」ということは明言できないが、現時点で、国の審議会の委員から、「第５次計画のフォローアップをしっかりとしていったほうがよい。」というコメントがかなり出ているようで、５次計画でできていなかったと思われる箇所を重点的に付記していく形になるのではないかと聞いている。

○委員）　　資料４を見ると、今後のスケジュールとしては、次の審議会と部会の段階では６次計画は全部把握できるので、このタイミングで議論をするという感じなのか。

■事務局）　今の６次計画の策定のスケジュールでは、２月17日に開催される会議で、次の６次計画策定の中でどのように取り組むかという大枠の方向性がコンセプトとして出てくると思われる。次の府の第47回審議会では、それを踏まえて反映をしたものを皆さまに提示できると考えている。
ただ、本日２月14日に会議を開催しているので、もし、２月17日の国の会議で方向性が新たに追加されるようなことがあれば、事務局で資料を修正して、資料参考７をブラッシュアップしたものを、先に部会委員の皆さまにお示しをし、皆さまの了解を得てから次の審議会に臨むことができればよいと考えている。そのあたりは、２月17日の国の会議を見て、相談をさせていただけるとありがたい。

○委員）　　国の第６次のプランのタイミング等のスケジュールの話があり、少し前倒しで議論をすることになるが、令和６年12月13日の審議会の件も併記してあるので、基本的にはこの方向性で進めていけば良いのではないかと思う。
最初に１点。この資料３の見方だが、右端に国の男女共同参画審議会の課題の白丸５番目について、これは、全体にわたるという意味での理解でよいか。矢印ではなくこれ全体という。

■事務局）　おっしゃるとおり。

○委員）　　参考１の右の５つの白丸を私たちは踏まえるのか、参考にしつつということか。

■事務局）　基本的には、国の計画を踏まえつつということになる。ここに書いてある国の方針をまったくこのプランで踏まえないということは、例えば大阪府では、その課題が解消されているなどということがない限り、基本的には踏まえるものとして考えているので、現時点ではすべて矢印のとおり、踏まえるように組換えをしている。

○委員）　　３番目の「選ばれ、女性が活躍できる地域へ」という箇所で、選ばれるとは、大阪はどうか。いわゆる、人材流出という問題が国の資料では書かれているが、もちろん、地域にいる女性を積極的に採用しましょうとか、プロモートしましょうということはあると思うが、いわゆる、転出、おそらく首都圏だと思うが、そこに関しては、コメントを入れるかどうかだと思う。

■事務局）　国が策定する計画になるので、国内すべての地域でということで、かなり今、地域からの流出が問題になっているので、項目としては、女性に選ばれる地域づくりは、地方の都市の課題解決を意識したものになっている。
ただ、「地域の実情に応じた取組みを進める。」という視点については、大阪府においても例えば、大阪府特有の課題、女性の就業率が低いなどというところを考えていかないといけないということで、２やその下の７で矢印を引いている。

○委員）　　そこできちんと関連を踏まえているということで、わかった。

○委員）　　考え方としては、三次評価素案のところで今後の方向性、対応を含んでいるか、漏れがないかどうかを見れば良いということか。そのような見方でよろしいか。

■事務局）　そのとおり。基本的には、今までいただいた三次評価要旨、三次評価素案が審議会の皆さまの意見を反映したものになる。そこから新プランで取り組むべき事項を出したときに、素案と離れていないか、例えば、新たに新プランで取り組むべき事項として入れる必要があるのではないかと思われることが出てくれば、逆に三次評価素案を少し変えていくなど、連動して作成する。委員の皆さまからの意見が出た内容で、両方を併せていこうと考えている。

○委員）　　真ん中の「新プランで取り組むべき事項（案）」の１番目、「あらゆる分野における男女共同参画の推進」で、四角囲みの中に「政治など」と書いてあるが、それは府民意識調査の結果から見ても、当然しなければいけないことだと思う。政治での不平等感が非常にあるので、これをそのままにして何もしないということは、調査に基づいてということにはならないと思う。
ただ、先ほどの三次評価素案の「今後の方向性」の箇所で、政治のことが何かあっただろうかと思い探しているが、何か記載があるか。

■事務局）　政治については、「三次評価素案」の４ページの上から２つ目の点に記載はしている。この中に意識調査の結果を踏まえたものを全部記載しており、「大阪府にはこれまで取り組んできた職場や、学校教育の場などに加えて、男性が担うものという意識が根強い政治分野なども身近なものととらえ」と記載をしている。
この表現にした理由は、やはり、議員の立候補者数を増やすというという直接的なものを現時点でするよりも、まずは、男性が多い政治の場というところで、「それは男性だけが担うものではない。女性も担うもの。」という意識にまず変えていく、それを身近なものととらえるということを考えるべきだということで、このような書き方にしている。
このため、取組みの具体の方向性についてもこの形にしたが、委員が言われたように意識調査の結果から何かを入れたいと意識はしている。

○委員）　　今までしてきたことを踏まえて、大阪府のこの男女共同参画の行政の取組みとしてできる範囲でというと、「政治というものは、男性だけのものではありませんよ。」という意識啓発を学校などでするということはそのとおりだと思う。ただ、議員に対して何か直接するということができないのであれば、大阪府議会の男女比や、府内の各自治体の議会の男女比などを調べて、ホームページに載せるということくらいはしてもいいのではないかと思う。

■事務局）　やはり、行政の立場で政治のほうに直接入っていくということは、地方自治の建付け上なかなか難しいので、議員数がどうだということは難しい。しかしながら、委員がおっしゃったように現状がどのようになっているかを可視化していくということは、検討できる可能性はあると思う。いただいた意見を担当所管課に投げながら、どのように含めることができるのかということは検討の余地があるのではないかと考える。

○委員）　　第２回の資料の参考指標にも、府議会や市議会の女性議員の割合というものがあったし、国も政治の女性候補者、当選者議員も載っているので、どのような文脈で語ることができるかはさておき、「現状はこのようだ。」ということは載せてもよいのではないかと思う。

○委員）　　細かいことであるが、真ん中の新プランの５の２つ目で、「ひとり親世帯や高齢者・外国人等が安心して暮らせる環境整備」ということが少し引っ掛かっている。どうしてここでひとり親と高齢者と外国人だけが出ているのかということが気になり、三次評価素案を見ると、そちらにはさらに「障がい者」という言葉が入っている。どうしてここでそれが落ちたのか。この人たちが安心して暮らせる環境整備というよりは、この人たちも含めてすべての人たちが安心して暮らせる環境整備ということが趣旨だと思うが、ここだけ抜粋をして書かれると、若干、引っ掛かる感じがある。「外国人等も」とするか、「外国人等すべての人が」とするか、表現を検討いただけたらと思う。

■事務局）　今ご指摘をいただいた部分は、現行プランに文言が出ており、おっしゃるように、例示にどこまで含めるかという点と、今言われた、「も含めてすべての人が」ということが記載の趣旨であるから、そこは誤解のないように記載を変更する。

○委員）　　ヤングケアラーなど困っている方がたくさんいるのを、どこまで広く書くか。確かに、例示があると、あの方もこの方もとなってしまう。
細かいことにこだわり続けて申し訳ないが、４番の「女性に対する暴力の根絶に向けたさらなる啓発」。長年、このような書き方をしていると思うが、やはり、「女性に」と言わなければいけないのかなということと、あと、「女性に対する暴力」というのはここでは、何を指すのかということもある。「ＤＶ、デートＤＶ、性暴力の根絶に向けたさらなる啓発」ではいけないのか。「女性に」と書いておいたほうがよい事情があるのかもしれないが、ここはどのようになっているのか。ここで「あらゆる暴力」といってしまうと、上の表題と同じになってしまうので、具体的に例を挙げたほうがよいのではと思うが、「女性に対する暴力」というあげ方がずっと続いているフォーマットの気がして、そろそろ変えてもよいのではという気がするが、いかがか。

■事務局）　今の件に関して、まず、「女性に対する暴力」が何を指しているかというと、先ほど言われたようにＤＶ、デートＤＶ、あらゆる性犯罪を含めたハラスメントや、すべてを含めた女性に対する暴力を示している。「女性に対する暴力」ということをこの中に書いている理由は、確かに男性の方の被害者も一定数いるし、まさに今、増えているのではないかという数字も出ているが、現状、男女比で見た場合にやはり女性のほうが被害者になる数が多いという現状がある。また、その背景を考えたときに、やはり夫婦間の経済的な格差で女性のほうが経済的にＤＶにあう状況になってしまうという現状を踏まえると、まず、男女共同参画の視点で考えたときに女性に対する暴力は特に深刻だという見方をしており、それは、国でも同様の見方をしている。大阪府の意識調査でも男女比で見たときに、女性に対する暴力について、特にしなければいけないということがあるのではないかと結果が出ていることから、いったん、大きな表題としては、「あらゆる暴力」としておき、特に女性に対する暴力の根絶に向けた取組みを１点目に記載し、男女に関係のない性暴力、性犯罪の未然防止や、３点目のＤＶと続いている形になっている。だから、「女性に」と、どこまでいわなければいけないのかとなると、数字的にどの数字を見てそのようにするかということはあるが、現状の数値的な課題だと、女性に対する暴力の根絶については、引き続き、取組は必要だということで入れた。もちろん、男性についてもそのほかの項目で、すべて盛り込んで、最終的には４番、「あらゆる暴力をなくす」という形でつなげていきたいと思っている。

○委員）　　わかりました。

○委員）　　先ほど私が意見を申し上げた、商工労働部がしているような能力開発や人材の育成の箇所。おそらく、右端の国の男女審の課題でいくと、２つ目の「すべての人が希望に満ちて働くことができる環境づくり」があると思うが、ワークライフバランスの推進は新プランで取り組むべき事項の３に該当するということになっている。これはどのような形で入るのか。

■事務局）　国の「全ての人が希望に応じて働くことができる」は、特に「仕事と育児・介護・健康課題との両立支援」という賃金格差の是正などという職場環境での課題を是正するというところに矢印を引いていて、先ほど委員からも指摘をいただいた能力開発に関しては、現時点で３だと、少し薄いと思う。いただいたコメントについては、所管課とも調整をして、入れることができるならば、どこかに入れていきたいと考えている。

○委員）　　結局、女性が働き続けないと活躍ができないということは、働き続けないと企業内にしか育成の手段がないということ。海外の場合だと、一度辞めて、またどこかで訓練を受けたり、大学院のビジネススクールなどへ行き、ＭＢＡ（Master of Business Administration：経営学修士）を取れば、それで給料がぐんと上がる。そこまではいかないにしても、「キャリアを自分で展望できる」とかを書いてあるので、そうすると、企業外の育成もせっかくしておられるのだから、そことの連携はあったほうがよいのではと思う。

■事務局）　国のコンセプトが２月17日に出てくるので、それにより、資料の方針をまた修正するという可能性があるということと、取り組むべき事項の中身が変わったり、今見ていただいて、具体的なイメージがすぐには湧かないという箇所もある。それについては、２月17日の国の会議を踏まえて資料を更新するし、本日の会議が終わってからでもまた委員の皆さまから気づいた点などあれば、次回の審議会までに早めにいただくことができれば資料に反映をするので、本日の会議後でもよいので、ぜひいただくことができればありがたい。

○委員）　　今の事務局からの進め方や対応を踏まえて、いったん、議題２を終えて、再度、議題１と議題２を全体を交えて、もし何か、今、気づいたという点があれば、いただきたい。

○委員）　　確認だが、この資料３で書かれている真ん中の「取り組むべき事項」と資料１の「今後の方向性」は、リンクしているという理解でよいか。

■事務局）　おっしゃるとおり。今後、リンクをさせていきたい。

○委員）　　逆にいうと、新プランで取り組む事項の箇条書き項目、それを文章にしたものがこの「今後の方向性」という理解ですか。

■事務局）　順番としては、現行で今動いているプランの評価で、「このような評価をして、次はこの方向性で進めなければいけない。」というものが順番になる。それで出てきた新プランで取り組むべき事項、三次評価素案の中で今後の方向性を出していただいたものを踏まえて、新プランの枠組みを作っていきたいので、その中身から新プランで取り組むべき事項というものが次に作られていくといった順番。
この表を７つに分けている理由としては、次に審議会の答申を作成していくときにどのような振り分け、構成にするかや、どのような方向性に項目を分けてするかということを意識して、現時点では分けておいたほうが次につなぎやすいということで分けている。

○委員）　　承知した。そのほか、何かお気づきの点、ご意見があればまた事務局にお伝えをいただきたい。

(3)その他

・事務局から、今後のスケジュールを確認した。